

# 質屋営業関係事務の取扱いに関する訓令

昭和37年1月22日  
本部訓令第4号  
警察本部長

〔沿革〕	昭和37年7月本部訓令第11号	昭和37年11月本部訓令第19号
	昭和50年2月本部訓令第3号	昭和53年9月本部訓令第7号
	昭和53年12月本部訓令第11号	昭和56年9月本部訓令第10号
	平成4年4月本部訓令第8号	平成7年8月本部訓令第30号
	平成8年3月本部訓令第10号	平成14年3月本部訓令第7号
	平成21年5月本部訓令第12号	平成28年4月本部訓令第17号

質屋営業関係事務の取扱いに関する訓令を次のように定める。

## 質屋営業関係事務の取扱いに関する訓令

### (目的)

第1条 この訓令は、千葉県公安委員会の権限に属する事務の処理に関する規程（昭和36年千葉県公安委員会規程第4号。以下「事務処理規程」という。）第6条の規定に基づき、質屋営業法（昭和25年法律第158号。以下「法」という。）及び質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号。以下「規則」という。）に定められた公安委員会及び署長の事務（以下「質屋営業関係事務」という。）の処理方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

### (事務の処理)

第2条 質屋営業関係事務の処理は、法、規則、質物保管設備基準（平成24年千葉県公安委員会告示第19号。以下「保管設備基準」という。）及び事務処理規程に定めるもののほか、この訓令によらなければならない。

### (質屋許可申請書の受理)

第3条 署長は、規則第2条の規定による質屋の許可の申請があったときは、申請書の記載事項及び添付書類を確認して受理しなければならない。

2 申請者が県内の他の署の管轄区域内において質屋の営業所を有している又は他の署を経由して古物商若しくは古物市場主の許可を受けているときは、その許可証の提示を求め、又は生活安全部風俗保安課長（以下、「主管課長」という。）に照会を行い、許可の有無を確認しなければならない。

3 前項により許可を受けていると確認したときは、前項に掲げる添付書類を要しないものとする。ただし、現に当該質屋又は古物商の営業所の管理者である者以外の者を管理者とする場合にあっては、この限りでない。

### (質屋の許可)

第3条の2 署長は、前条の規定により質屋の許可申請書を受理したときは、次の各号に掲げる事項について調査しなければならない。

なお、法第3条第1項第10号に規定する質物の保管設備の適合に係る調査に当たっては、実地調査を行うものとする。

- (1) 申請書の記載事項は、事実と相違ないか。
- (2) 法第3条第1項各号の一に該当する者ではないか。
- (3) 申請者の来歴及び資産の概要は、質屋として適当であるか。
- (4) 法第6条の規定に違反するおそれのある者ではないか。
- (5) 法第17条第1項各号の掲示事項となるものは、適当であるか。

2 署長は、前項の調査を終了したときは、質屋営業者の許可申請（届出）等の報告・通知について（別記第1号様式。以下「送付書」という。）に、申請書の副本及び調査結果を添えて、主管課長を経由し、本部長へ送付するものとする。

3 本部長は、当該申請が許可の基準に該当するかについて、質屋営業審査表（別記第2号様式（その1）。以下「審査表（本部）」という。）により審査を行うものとする。

4 本部長は、審査の結果、許可の基準に該当すると認めるときは、質屋許可証（規則別記様式第1号）を作成するものとする。

5 前項の許可証は、許可番号として12桁（上位5桁は別に定める許可時の署コード、下位7桁はその

署の一連番号)を付けるものとする。

- 6 本部長は、作成した質屋許可証に質屋許可等指令書(別記第3号様式。以下「指令書」という。)を添えて、当該申請を受理した署長へ送付するものとする。
- 7 署長は、申請者に質屋許可証を交付した上、質屋営業許可台帳(別記第4号様式。以下「許可台帳」という。)を作成し、その写しを主管課長へ送付するものとする。
- 8 本部長は、第3項の審査の結果、許可の基準に該当しないと認めるときは、公安委員会に上申し、公安委員会の決定をもって、許可申請に対する指令(別記第5号様式)により当該申請を受理した署長に必要な指示をするものとする。この場合において、許可をしないことの決定があったときは、不許可通知書(別記第6号様式)を併せて送付する。
- 9 署長は、前項の不許可通知書の送付を受けたときは、当該不許可通知書を申請者に交付し、その受領書(別記第7号様式)を徴して、主管課長へ送付するものとする。

(営業所の移転の許可)

第4条 署長は、規則第4条の規定による営業所の移転の許可の申請があったときは、申請書の記載事項及び添付書類を確認して受理し、質屋営業審査表(別記第2号様式(その2)。以下「審査表(署)」という。)により審査を行うものとする。

- 2 前項の審査の結果、許可の基準に該当すると認めるときは、質屋許可証の書換申請書を受理した後、次の要領により質屋許可証を作成の上、申請者に交付するものとする。
  - (1) 移転地が移転前の営業所と同一署の管轄区域内であるときは、その質屋許可証の営業所の所在地欄の記載を抹消し、異動事項欄に移動後の営業所の所在地を記載する。
  - (2) 移転前の営業所の所在地が他の署の管轄区域内であるときは、その質屋許可証の営業所の所在地欄の記載を抹消し、異動事項欄に新たな営業所の所在地を記載する。
- 3 署長は、前項の規定による許可をしたときは、送付書に質屋営業所移転許可報告書(別記第8号様式)及び申請書を添えて、主管課長を経由し本部長に送付するものとする。この場合において、前項第2号に該当するときは、新たに許可台帳を作成し、その写しを添付するものとする。
- 4 署長は、第2項第2号に該当する許可をしたときは、営業所、営業者氏名及び異動年月日を移転前の営業所を管轄する署長に通知しなければならない。

(管理者新設、変更許可申請書の受理)

第5条 署長は、規則第5条の規定による管理者の新設又は変更の許可の申請があつたときは、申請書の記載事項及び添付書類を確認して受理しなければならない。この場合において、新たに管理者にしようとする者が現に当該質屋又は古物商の営業所の管理者であるときは、その許可証の提示を求め又は県本部主管課に電話照会して、当該申請者が許可を受けている事実を確認しなければならない。

(管理者の新設、変更の許可)

第5条の2 署長は、前条の規定により管理者の新設又は変更の許可の申請書を受理したときは、次の各号に掲げる事項について調査しなければならない。

- (1) 申請書の記載事項は、事実と相違ないか。
  - (2) 管理者となる者は、法第3条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する者ではないか。
  - (3) 管理者を新設又は変更しようとする理由は何か。
  - (4) 管理者となる者の来歴、資産等は、管理者として適当であるか。
- 2 署長は、前項の調査を終了したときは、審査表(署)により審査を行うものとする。
  - 3 前項の審査の結果、許可の基準に該当すると認めるときは、質屋許可証の書換申請書を受理した後、次の要領により質屋許可証を作成の上、申請者に交付するものとする。
    - (1) 新設の場合は、その質屋許可証の管理者の住所氏名欄に所定事項を記載する。
    - (2) 変更の場合は、その質屋許可証の管理者の住所氏名欄の記載を抹消し、異動事項欄に変更後の管理者の住所氏名を記載する。
  - 4 署長は、前項の規定による許可をしたときは、送付書に質屋管理者新設(変更)許可報告書(別記第9号様式)及び申請書を添えて、主管課長を経由し、本部長に送付するものとする。

(廃業の届出)

第6条 署長は、規則第6条の規定による廃業の届出書を受領したときは、送付書に届出書及び返納を受けた許可証を添えて、主管課長を経由して、本部長に送付するものとする。

(休業の届出等)

- 第7条 署長は、規則第7条の規定による休業若しくは休業期間の延長又は再開業に係る届出書を受理したときは、送付書に届出書を添えて、主管課長を経由し、本部長に送付するものとする。  
(営業内容の変更の届出)
- 第8条 署長は、規則第8条の規定による営業内容の変更の届出書を受理したときは、届出書の記載事項及び添付書類を確認し、審査表(署)により審査を行うものとする。  
2 前項の審査が終了したときは、送付書に届出書を添えて、主管課長を経由し、本部長に送付するものとする。  
(質物の保管設備の変更の届出)
- 第9条 署長は、規則第9条の規定による質物の保管設備の変更の届出書を受理したときは、届出書の記載事項及び添付書類を確認し、実地調査を行った上で、審査表(署)により審査を行うものとする。  
2 前項の審査が終了したときは、送付書に届出書及び質物保管設備の構造確認書(別記第10号様式)を添えて、主管課長を経由し、本部長に送付するものとする。  
(死亡の届出)
- 第10条 署長は、規則第10条の規定による死亡の届出書を受理したときは、第6条の規定に準じて処理しなければならない。
- 第11条 削除  
(許可台帳)
- 第12条 許可台帳は、次の要領により記載するものとする。  
(1) 許可台帳の記載事項に変更が生じたときは、異動事項欄に変更に係る事項を記載する。  
(2) 休業したときは、異動事項欄に休業の期間等を記載する。  
(3) 行政処分を行ったときは、立入検査欄に処分年月日、処分内容を記載する。  
2 質屋が廃業若しくは死亡し、又は営業所を他の署の管轄区域に移転した場合は、異動事項欄にその旨を記載し、削除簿に整理するものとする。
- 第13条 削除  
(許可証の書換え)
- 第14条 署長は、規則第12条の規定による許可証の書換え(営業所の移転、管理者の新設又は変更の場合を除く。)の申請書を受理したときは、申請書及び添付書類を確認し、質屋許可証の提出を求め、その異動事項欄に変更内容を記載して交付しなければならない。  
2 署長は、前項の書換えを行なったときは、送付書に申請書及び書換えした許可証の写しを添えて、主管課長を経由し、本部長に送付するものとする。  
(許可証の再交付)
- 第15条 署長は、規則第14条の規定による許可証の再交付の申請書を受理したときは、申請書の記載事項を確認し、送付書に申請書を添えて、主管課長を経由し、本部長へ送付するものとする。  
2 本部長は、当該申請に係る質屋が現に許可を受けていることを確認し、許可台帳に基づき再交付する質屋許可証を作成するものとする。  
3 前項の許可証は、許可番号欄に従前の許可番号を、交付年月日欄に許可年月日を記載し、異動事項欄に再交付年月日及び再交付した旨を記載するものとする。  
4 本部長は、作成した質屋許可証を指令書とともに受理した署長へ送付するものとする。  
5 署長は、申請者に質屋許可証を交付した上、許可台帳を整理するものとする。  
(許可証の亡失又は盗難届)
- 第16条 署長は、規則第13条の規定による許可証の亡失又は盗難の届出書を受理した場合には、前条の規定に準じ処理しなければならない。  
(許可証の返納届)
- 第17条 署長は、規則第14条の2の規定による許可証の返納理由書を受理したときは、送付書に返納理由書及びその許可証を添えて、主管課長を経由し、本部長に送付するものとする。
- 第18条 削除
- 第19条 削除
- 第20条 削除  
(差止)
- 第21条 署長は、法第23条の規定による質物の保管を命じようとするときは、保管命令書(別記第11

号様式)を交付し、請書(別記第12号様式)を徴収しなければならない。

(行政処分)

第22条 署長は、質屋に対し、法第25条の規定による行政処分を行なう必要があると認めるときは、行政処分上申書(署)(別記第13号様式)に当該質屋、その代理人、使用人、従業者その他の関係者の供述録取書その他の証拠書類を添えて、主管課長を経由し、本部長に上申しなければならない。

2 本部長は、前項の上申があったときは、行政処分を必要と認めるものについて、行政処分上申書(本部)(別記第14号様式)により公安委員会に上申する。

3 本部長は、行政手続法(平成5年法律第88号)及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号)に基づいて聴聞を実施し、聴聞の結果を行政処分伺書(別記第15号様式)により公安委員会に報告するものとする。

4 本部長は、公安委員会の決定により処分が決定した場合は、処分結果を行政処分決定通知書(別記第16号様式)により上申した署長に送付するものとする。この場合において、行政不服審査手続に関する規則(平成28年千葉県公安委員会規則第2号)に基づく別記教示文を併せて送付するものとする。

5 署長は、行政処分決定通知書を被処分者に交付し、その受領書(別記第17号様式)を徴して、主管課長へ送付するものとする。

(質置主の保護)

第23条 署長は、法第28条第5項の規定による承認の申請書を受領したときは、実情を調査し、支障がないと認めるときは、承認しなければならない。

(手数料)

第24条 署長は、質屋営業の許可申請等受理するときは、使用料及び手数料条例(昭和31年千葉県条例第6号)第3条別表第1に規定する手数料を徴収し、質屋営業許可手数料徴収簿(別記第18号様式)に登載して整理しなければならない。

2 前項の手数は、許可申請書等の右上部に収入証紙をちよう付して納入させ、消印して処理しなければならない。

(許可証の受払い)

第25条 生活安全部風俗保安課の課長代理は、質屋許可証の受払状況を千葉県公安委員会公印規程(平成19年公安委員会規程第6号)第6条の規定により、適正に管理しなければならない。

(月報)

第26条 署長は、質屋の月末現在数及びその月分の手数料徴収状況を質屋月報(別記第19号様式)により速やかに主管課長を経由し、本部長に報告しなければならない。

附 則

1 この訓令は、昭和37年3月1日から実施する。

2 この訓令の実施の日以前に交付した質屋許可証の許可番号は、第13条第2項の規定にかかわらず更新の際新たな番号を付するものとする。

3 前項の場合において、第13条の規定により進達する旧許可証の余白には新許可番号を朱書するものとする。

以下別記様式省略